

届出の適用除外（法第23条第2項第3号）

1 民事調停法による調停に基づく場合

2 当事者の一方又は双方が国等である場合

「国等」とは（法第18条）

①国，②地方公共団体，③その他政令で定める法人（令第14条）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 港務局 | (6) 地方住宅供給公社 |
| (2) (独)都市再生機構 | (7) 日本勤労者住宅協会 |
| (3) (独)水資源機構 | (8) (独)空港周辺整備機構 |
| (4) (独)中小企業基盤整備機構 | (9) 地方道路公社 |
| (5) (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | (10) 土地開発公社 |
- 計10法人 (独)は、独立行政法人の略

その他政令で定める場合（令第17条）

- (1) 民事訴訟法による和解である場合
- (2) 預金保険法第5章若しくは第7章の二，農水産業協同組合貯金保険法第6章，保険業法第二編第十章第二節，金融機関等の更生手続の特例等に関する法律，金融機能の再生のための緊急措置に関する法律，民事再生法，農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律，外国倒産処理手続の承認援助に関する法律，会社更生法，破産法又は会社法第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続きにおいて裁判所の許可を得て行われる場合
- (3) 公有水面埋立法第27条第1項の許可を受けることを要する場合
- (4) 家事事件手続法による調停に基づく場合
- (5) 土地収用法第15条の2のあっせん又は同法第50条の規定による和解である場合
- (6) 農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）
- (7) 新住宅市街地開発法第30条第1項の規定により同法及び同法第22条第1項の認可を受け，又は同条第2項の同意を得た処分計画に従って造成施設等を処分する場合
- (8) 新都市基盤整備法第48条第1項の規定により同法及び同法第45条第1項の同意を得た処分計画に従って施設用地を処分する場合
- (9) 滞納処分，強制執行，担保権の実行としての競売又は企業担保権実行により換価する場合
- (10) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合(当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。
- (11) 国土利用計画法第32条又は都市計画法第58条の10の規定により遊休土地を買い取る場合
- (12) 土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
- (13) 森林法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- (14) 都市計画法第56条第1項の規定により土地を買い取る場合